

# 令和6・7年度上里町小規模修繕（工事）契約希望者登録の手引き

令和元年7月1日改正

## 1 目的

この登録制度は上里町が発注する小規模な修繕（工事）契約（100万円未満）のうち入札参加資格審査申請をされていない方でも契約することができる「少額で内容が軽易な契約」を希望する方を登録し、積極的に業者選定の対象とすることにより町内に主たる事務所を置く小規模事業者の受注機会を拡大しようとするものです。

## 2 運用方法

この登録制度により登録申請した方は、「上里町小規模修繕（工事）契約希望者登録名簿」（以下「登録簿」という。）に登録し、上里町役場庁内に提供し、上里町が発注する小規模な修繕（工事）の契約の際に業者選定の対象といたしますが、このことが選定や契約を約束するものではありませんので、ご了承ください。

また、登録をしないことによって今後の小規模修繕（工事）契約の対象外となることはありません。

## 3 登録できる方

上里町内に主たる事業所（本店）を置き、入札参加資格審査申請をされていない方（適法の範囲で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問いません。）

## 4 登録できない方

- (1) 上里町内に主たる事業所（本店）を有しない方（他市町村に本店がある場合）
- (2) 成年被後見人、被保佐人及び破産人で復権を得ない方
- (3) 上里町建設工事請負入札参加資格審査に関する規則（以下「規則」という。）に基づく申請をされている方

## 5 申請及び有効期間

今回の申請期間は、令和6年4月1日から令和6年4月24日まで受付を行います。ただし、必要があると認められた場合は、随時に受け付けるものとします。

申請書は総務課管財契約係で受け付けます。ただし、上里町商工会員については、商工会窓口申請書を提出してください。

登録有効期間は令和6年5月1日から令和8年4月30日までといたします。

その後2年ごとに改めて申請・登録を行います。ただし、有効期間の間に入札参加資格審査申請を提出した場合は、登録を取り消されます。

## 6 契約者の選定方法

見積書の作成に選定された場合は、原則として複数の業者による見積競争により最も低価な見積書を提出した者と契約することになります。

なお、見積書の作成を依頼された場合に都合により辞退することは自由で、その後においても何等のペナルティはありません。又、辞退する場合には、連絡が必要となります。

## 7 契約書及び契約保証金

上里町小規模修繕（工事）契約希望者登録名簿に登録された者との契約締結に際しては、30万円以下については契約書の作成は上里町契約規則第15条第1項の規定に基づき省略することができますがこの場合は請書を作成するものとし、30万円を超えるものについては契約書を作成するものとします。

また、契約保証金は上里町契約規則第17条6項の規定に基づき免除するものとします。

## 8 下請等の禁止

契約の履行は、上里町契約規則、上里町建設工事請負契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

請け負った契約は、町が認めた場合以外、丸投げ等の一括下請はできませんので、希望業種の範囲は、自ら施工できる業種とします。

## 9 請負代金の支払い時期

請負代金の支払いは、工事完成後に行う町の検査に合格後、請求に基づき支払います。

支払期限は、正当な請求を受けてから40日以内です。

## 10 関係法令の厳守

契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。登録業者が業務に関して不正又は不誠実な行為があった場合、登録を取り消します。

### 1.1 登録名簿の公開

この登録名簿は、上里町役場庁内に通知いたします。なお、登録制度の透明性を確保するため一般に公開（閲覧）をいたしますのであらかじめご了承ください。

### 1.2 申請書の記入方法

①「住所又は所在地」は、法人の場合は商業登記簿に記載された所在地を記入してください。個人事業者の場合は事業所で行っている場合は所在地を、自宅で事業を行っている場合は自宅の住所を記入してください。

②「商号又は名称」は、法人の場合は商業登記簿に記載された商号を記入してください。

個人の場合は、通常使用している名称を、特にない場合は、個人氏名を記入してください。

③「代表者職、氏名」については、「職」は、法人の場合は商号登記簿に記載された「代表取締役」等の職名を記入し、個人事業者の場合は、「代表」と記入してください。

④「使用印鑑」については、登録期間中における見積書、契約書、請求書等に使用するもので、法人の場合は、代表取締役印（登録印）を、個人事業者の場合は、原則として実印としますが、それ以外の場合は、ゴム印等の変形しやすいものや三文判は登録印として使用しないでください。

⑤「希望業種」については5業種以内で記入してください。ただし、その希望業種を履行するにあたって、法的な許可、登録等を必要とする場合には、必要な許可・免許等を受けていなければ申請はできませんのでご注意ください。

業種名は簡潔かつ具体的に記入してください。希望業種に必要な許可・免許・登録等を有する場合は、種類・名称を記入し、その写しを添付してください。

希望業種の記載例としては次のとおりです。

ブロック積工事・造園工事・足場工事・土留工事・ネットフェンス工事・門扉取付工事・タイル張り工事・屋外広告塔工事・路面表示工事・大工工事・左官工事・塗装工事・外壁吹付工事・建築板金工事・防水工事・畳製造工事・内装間仕切り工事・ふすま工事・壁紙貼付け工事・建具取付け工事・サッシュ取付工事・ガラス工事・家具工事・構内電話設備工事・照明設備工事・火災報知器設備工事・冷暖房設備工事・水道設備工事・水洗便所工事・ガス配管工事など

この制度について、不明な点がありましたら、下記へお問合せください。

〒369-0392 上里町大字七本木5518

上里町役場 総務課 管財契約係

電 話 0495(35)1221(代表) 内線 3211